

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (")	1
○県統計調査の実施 (7件) (統 計 課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	3
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○道路の供用開始 (道 路 課)	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	4
○開発行為に関する工事の完了 (2件) (都市計画課)	4
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置 (港 湾 課)	4
○海岸法による所有者不明の台車の措置 (海 岸 課)	4
高知県公安委員会規則	
◎高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 (12・3 揭示)	5
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定及び告示の廃止 (12・4 揭示)	7
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	8
落札公告	
○落札者等の公告 (健康づくり課)	9
○" (2件) (総務事務センター)	9

規 則

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第104号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県漁業調整規則(昭和48年高知県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第39条を次のように改める。

第39条 削除

第41条の表火光を利用する金突漁業の項及び小型機船底びき網漁業のうち手繰第二種漁業(自家用つり餌料びき網漁業を除く。)の項を削る。

第42条から第44条までを次のように改める。

第42条から第44条まで 削除

第58条第1項第1号中「第38条から第45条まで」を「第38条、第40条、第41条、第45条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項の規定による小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業に限る。)の許可を受けている者に対するこの規則による改正前の高知県漁業調整規則(次項において「改正前の規則」という。)第39条の規定の適用については、当該許可の有効期間の満了日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則第7条第2号イの規定による機船船びき網漁業の許可を受けている者に対する改正前の規則第39条及び第44条の規定の適用については、当該許可の有効期間の満了日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第725号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年12月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

香南加入区

高知県告示第726号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成17年12月高知県告示第809号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年12月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示す

る。

平成21年12月16日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

香南加入区

高知県告示第727号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成22年家畜頭羽数調査(乳用牛調査)
- 2 調査の目的
本県における家畜(乳用牛)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
(1) 地域
高知県全域
(2) 単位
戸
(3) 属性
乳用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
イ 畜舎の構造、棟数及び面積
ウ 糞尿処理設備及び機械装備
エ 堆肥の生産量及び利用方法
オ 飼養管理方式
カ 搾乳方式
キ 県外への導入状況
ク 頭数内訳
ケ 自給飼料関係
(2) その基準となる期日
平成22年2月1日現在
- 5 報告を求める者
(1) 数
98戸
(2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。
(2) 調査方法
調査員調査
- 7 報告を求める期間

平成22年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第728号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成22年家畜頭羽数調査（肉用牛調査）
 - 2 調査の目的
本県における家畜（肉用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
肉用牛飼養農家
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - オ 経営形態
 - カ 飼養管理方式
 - キ 搾乳方式
 - ク 県外への導入状況
 - ケ 頭数内訳
 - コ 自給飼料関係
 - (2) その基準となる期日
平成22年2月1日現在
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
261戸
 - (2) 選定方法
全数
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
 - 7 報告を求める期間
平成22年1月上旬から同年2月15日まで
- 高知県告示第729号**

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成22年家畜頭羽数調査（豚調査）
 - 2 調査の目的
本県における家畜（豚）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
豚飼養農家
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - オ 経営形態
 - カ 県外への導入状況
 - キ 頭数内訳
 - (2) その基準となる期日
平成22年2月1日現在
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
29戸
 - (2) 選定方法
全数
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
 - 7 報告を求める期間
平成22年1月上旬から同年2月15日まで
- 高知県告示第730号**
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
- 平成21年12月18日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 調査の名称

平成22年家畜頭羽数調査（鶏調査）

- 2 調査の目的
本県における家畜（鶏）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
鶏飼養農家
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装備
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - カ 飼養管理方式
 - キ 鶏舎形態
 - ク ヒナの県外への導入状況
 - ケ 頭数内訳
 - (2) その基準となる期日
平成22年2月1日現在
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
157戸
 - (2) 選定方法
全数
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
 - 7 報告を求める期間
平成22年1月上旬から同年2月15日まで
- 高知県告示第731号**
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
- 平成21年12月18日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 調査の名称
平成22年家畜頭羽数調査（馬調査）
 - 2 調査の目的
本県における家畜（馬）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 高知県全域
 (2) 単位
 戸
 (3) 属性
 馬飼養農家

4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 (1) 報告を求める事項
 ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 イ 施設の構造、棟数及び面積
 ウ 飼育目的
 エ 頭数内訳
 (2) その基準となる期日
 平成22年2月1日現在

5 報告を求める者
 (1) 数
 5戸
 (2) 選定方法
 全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 調査員調査

7 報告を求める期間
 平成22年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第732号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
 平成21年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 平成22年家畜頭羽数調査(めん羊・山羊調査)

2 調査の目的
 本県における家畜(めん羊・山羊)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 高知県全域
 (2) 単位
 戸
 (3) 属性
 めん羊・山羊飼養農家

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項
 ア 飼養者の属性に関する事項(氏名、年齢、住所等)
 イ 飼育目的
 ウ 品種別飼養頭数
 (2) その基準となる期日
 平成22年2月1日現在

5 報告を求める者
 (1) 数
 3戸
 (2) 選定方法
 全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 調査員調査

7 報告を求める期間
 平成22年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第733号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
 平成21年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 平成22年家畜頭羽数調査(その他の家畜調査)

2 調査の目的
 本県における家畜(その他の家畜)の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 高知県全域
 (2) 単位
 戸
 (3) 属性
 その他の家畜飼養農家

4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 (1) 報告を求める事項
 ア 種類
 イ 戸数
 ウ 頭羽数
 エ 主な品種
 (2) その基準となる期日
 平成22年2月1日現在

5 報告を求める者
 (1) 数

31戸
 (2) 選定方法
 全数

6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が市町村担当者(調査員)を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 調査員調査

7 報告を求める期間
 平成22年1月上旬から同年2月15日まで

高知県告示第734号
 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
 平成21年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 高岡郡四万十町作屋字瀧平1309の2

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 解除の理由
 道路用地とするため

高知県告示第735号
 高知県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成21年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量(ほ場整備の確定測量)

2 作業期間
 平成21年12月7日から平成22年3月10日まで

3 作業地域
 安芸市下山地域及び入河内地域並びに南国市十市地域

高知県告示第736号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成21年12月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成21年12月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 奥の谷日比原
 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町清水上分字種々ヤシキ1577番1から 吾川郡いの町清水上分字長谷久保1651番1まで	106	平成21年12月18日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	中内 璋敏	土佐市新居 2362-3
〃	近澤 茂	〃 〃 1740
〃	久保 信彦	〃 〃 974
〃	田村 秀秋	〃 〃 190-43
〃	森岡 隆夫	〃 〃 208-1
〃	石黒 貞男	高知市春野町仁ノ1856
監事	近澤 大陸	土佐市新居 1032
〃	中内 國秀	〃 〃 5293
(就任)		
理事	坂本 武志	土佐市新居 2292-2
〃	近澤 茂	〃 〃 1740
〃	門田 孝司	〃 〃 998
〃	田村 秀秋	〃 〃 190-43
〃	中内 和幸	〃 〃 269-3
〃	石黒 貞男	高知市春野町仁ノ1856
監事	中内 國秀	土佐市新居 5293
〃	近澤 和肇	〃 〃 648
〃	松岡 貞雄	〃 〃 2012

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市大谷土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所

(退任)

理事	井上 政一	須崎市大谷335
〃	西村 秋義	〃 〃 321
〃	三谷 重作	〃 〃 347
〃	森光 末吉	〃 〃 775-2
〃	竹内 政一	〃 〃 505-2
〃	森光茂登免	〃 〃 688
〃	森光 義孝	〃 〃 707
〃	高橋 巧	〃 〃 145
監事	森光 芳人	〃 〃 235
〃	森光 勲	〃 〃 690

(就任)

理事	井上 政一	須崎市大谷335
〃	西村 秋義	〃 〃 316
〃	竹内 正一	〃 〃 505-2
〃	森光 義孝	〃 〃 707
〃	西村 光博	〃 〃 357
〃	森光 保	〃 〃 713
〃	西村 俊雄	〃 〃 972-4
〃	竹内 一俊	〃 〃 993
監事	深瀬 浸	〃 〃 119
〃	森光 朝夫	〃 〃 689

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年10月6日 21高都計第357号	南国市物部字中川原 232番1 ほか	高知市与力町3番 10号 ひまわり乳業株式 会社 代表取締役 吉澤 文治郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

--	--	--

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年9月2日 21高幡土開第5号	宿毛市和田字中石川 原1226番地ほか	宿毛市平田町戸内 6280番地11 株式会社よりおか 代表取締役 依 岡 敏治

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成21年12月18日

宿毛湾港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

宿毛市大島字丸島1087-1地先

F R P船1隻（船名不明、282-11884）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に宿毛湾港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなければならない。

3 港湾管理者の措置

宿毛湾港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第3項の規定に基づき、所有者不明の台車の措置を次のとおり行う。

平成21年12月18日

海岸管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 台車の放置されている場所及び数量

新居海岸 土佐市新居

台車2台

2 所有者の行うべき措置

台車の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に海岸管理者の指示に従い、当該台車を除却しなければならない。

3 海岸管理者の措置

海岸管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該台車を処分するものとする。

公安委員会規則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月3日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第13号

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年高知県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令」を「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」に、「政令」という。)を「政令」という。)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。第4条第5項において「府令」という。))及び猟銃安全指導委員規則(平成21年国家公安委員会規則第12号。第5条第3項において「規則」という。))に改める。

第2条中「政令第4条第1項」を「政令第6条第1項」に改める。

第3条中「第6条の3第2項」を「第26条第2項」に改める。

第4条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の表中「第5条の2第1号、第2号若しくは第4号」を「第8条第1号、第2号若しくは第4号」に、「第5条第1項第3号若しくは第4号」を「第5条第1項第4号若しくは第5号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症(以下この表において「認知症」という。))」を「認知症」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第4条の3第2項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症(次項において「認知症」という。))の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

第4条に次の1項を加える。

5 府令第10条第1項第2号の規定により法第5条第1項第3号又は第4号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師は、精神科、心療内科、神経内科等を標ぼうし、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(猟銃安全指導委員)

第5条 法第28条の2第1項の規定に基づく猟銃安全指導委員(以下この条において「委員」という。)の委嘱は別記第1号様式による委嘱状を、同条第7項の規定に基づく委員の解嘱は別記第2号様式による解嘱状を交付して行うものとする。

2 委員の委嘱は、高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)別表に定める警察署の管轄区域ごとに、当該管轄区域を管轄する警察署長が推薦した者のうちから行うものとする。

3 規則第8条の規定による委員の解嘱に係る弁明の機会の付与の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の定めるところによるものとする。

4 公安委員会は、委員から辞職の申出があったときは、特に支障があると認めるときを除き、これを承認するものとする。

5 委員の辞職の承認は、別記第3号様式による辞職承認通知書を交付して行うものとする。

6 公安委員会は、委員を委嘱し、若しくは解嘱し、又は委員の辞職を承認したときは、その旨及び当該委員の氏名その他必要な事項を告示するものとする。

7 法第28条の2第6項の規定による委員に対する研修の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則の次に次の様式を加える。

別記
第1号様式 (第5条関係)

委嘱状

様

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第1項の規定に基づき猟銃安全指導委員に委嘱します。

委嘱期間

年 月 日から 年 月 日まで

活動区域

警察署管内

年 月 日

高知県公安委員会 印

第2号様式 (第5条関係)

解嘱状

様

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定に基づき猟銃安全指導委員を解嘱します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

第3号様式 (第5条関係)

辞職承認通知書

様

猟銃安全指導委員の職を辞することを承認します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第23号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定し、平成21年6月高知県公安委員会告示第10号（銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定）は、廃止する。

平成21年12月4日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

- 1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
山本 道雄	下司病院	高知市本町三丁目5番13号	平成21年12月4日
加藤 邦夫	国立大学法人高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185番地1	平成21年12月4日
山下 元司	高知県立芸陽病院	安芸市宝永町3番33号	平成21年12月4日

- 2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
山本 道雄	下司病院	高知市本町三丁目5番13号	平成21年12月4日
加藤 邦夫	国立大学法人高知	南国市岡豊町小蓮185番地1	平成21年12月4日

	大学医学部附属病院		
山下 元司	高知県立芸陽病院	安芸市宝永町3番33号	平成21年12月4日

3 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
山本 道雄	下司病院	高知市本町三丁目5番13号	平成21年12月4日
河合 加与子	こどもクリニックケロちゃん	高知市鶴来巢11番38-10号	平成21年12月4日
加藤 邦夫	国立大学法人高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185番地1	平成21年12月4日
山下 元司	高知県立芸陽病院	安芸市宝永町3番33号	平成21年12月4日

高知県公安委員会告示第24号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条(同規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成21年12月18日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

技能検定員審査等に関する規則(以下「規則」という。)第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)

(2) 審査の期日

平成22年1月28日(木)及び29日(金)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車運転技能に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格

技能検定に関する知識	令についての知識	基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成

		績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員(大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円)
- イ 教習指導員(大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円)
- 4 その他
詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話番号088-893-1221内線372)にお問い合わせのこと。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
平成21年12月18日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
タミフルカプセル75 100カプセル(P T P) 備蓄用 4,056ケース

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県健康政策部健康づくり課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
78,191,568円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成21年12月18日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
環境制御飼育装置 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2-20
  - 3 落札者を決定した日  
平成21年11月20日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
篠原化学薬品株式会社 高知市南御座9-41
  - 5 落札金額  
39,564,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 政令第6条の公告をした日  
平成21年10月6日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
平成21年12月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
県立学校校内LAN再構築用サーバ機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2
-20
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
60,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成21年10月9日